

(制定 2008年4月)

| | | |
|----|-----------|-----------|
| 改訂 | 2010年 4月 | 2011年 2月 |
| | 2011年 12月 | 2016年 11月 |
| | 2017年 7月 | 2021年 4月 |
| | 2022年 4月 | |

1. 紀要の目的と内容

紀要論文は情報通信学部の研究成果を広く一般に公開する目的で執筆されたものとし、東海大学紀要情報通信学部の内規第6項の掲載基準を満足するものであること。なお、査読の対象は論文及びレターとする。

2. 担当者

提出論文に対して紀要・研究推進委員会において委員から担当者を選定する。担当者は、論文の査読者を学内または学外の専門家から指名する。

3. 査読者

査読者は決められた期限内に論文を査読し、その結果を紀要・研究推進委員会に報告する。

4. 判定

査読者は次の判定のいずれかを選択し、修正意見あるいは掲載不可意見を記した報告書を紀要・研究推進委員会に提出する。

A. 採録：

そのまま、または紀要・研究推進委員会のコメントを踏まえて、著者が機械的に修正できるもの。

B. 条件付き採録（再査読必要あり）：

大きな修正を必要としないが、そのままでは採録できないもの。

C. 照会後再判定（再査読必要あり）：

現状、大きな問題があり、期限内に修正できるかどうか不明なもの。

D. 不採録：

大きな間違いや問題があり、期限内の修正は困難なもの。

ただし、レターの場合、上記Cは適用しない。

5. 結果の審議

紀要・研究推進委員会では、査読者の判定に基づいて掲載の可否を審議する。

6. 異議申し立て

紀要・研究推進委員会において掲載不可となった論文については、不可理由を記して著者に返却する。著者が判定結果に異議のあるときは、その理由を文書にして返却後一週間以内に紀要・研究推進委員会宛に提出する。異議申し立て論文については、担当者と委員長がその理由書を審議し、必要に応じて次のいずれかの処置をとる。

- (1) 理由書を添付して査読者に再査読を依頼する。
- (2) 新たな査読者をたてて、状況を報知した上で査読を依頼する。
- (3) 紀要・研究推進委員会を招集し、異議の取り扱いについて審議する。

7. 受付日および掲載決定日

論文を事務局に提出した日をもって受付日(received)とし、掲載が確定した日をもって掲載決定日(accepted)とする。

修正後判定となった論文で判定に時間がかかった場合、次号掲載とすることがある。この場合の論文の受付日は、最初の提出日のままとする。異議申し立てに従って再査読する場合についても同様とする。

著者の都合により修正論文が決められた日時に返却されない場合、新規受付扱いとなる。

付 則

この内規は、2008年4月から施行する。

付 則 (2022年4月)

この内規は、2022年4月から施行する。